

富山県建設業新分野進出プラン策定等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県建設業新分野進出プラン策定等支援補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設企業等 次のアからエのいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち建設業を主たる事業として営む企業であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の建設業の許可における主たる営業所を富山県内に有するもの

イ アに該当する企業2社以上で構成するグループ

ウ 新分野事業の実施を目的とする法人で、アに該当する企業が出資又は役職員の派遣等によりその設立又は運営等に関し主体的に関与すると認められるもの

エ アからウに掲げるもののほか、知事が特に認めたもの

(2) 新分野事業 日本標準産業分類の大分類において建設業と異なる分類に属する事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）

(補助金の交付)

第3条 知事は、建設企業等による企業合併・企業連携や新分野事業への進出を促進するため、建設企業等が行う建設企業戦略プラン（以下「プラン」という。）の策定又はプラン策定に向けた事前調査（以下「事前調査」という。）等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する新分野事業は、この補助金の交付の対象としない。

(1) 既に着手したプランの策定又は事前調査等

(2) 終了したプランの策定又は事前調査等

(3) 他の補助金等の交付を受けるプランの策定又は事前調査等

3 過去10年以内においてこの補助金の交付を受けた建設企業等は、対象としない。

(交付の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業計画書	様式第1号	正本1部	知事が別に定める日
収支予算書	様式第2号	正本1部	

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承

認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業により策定したプラン又は補助事業により行った事前調査に基づく事業の実施に努めること。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 第4条に規定する各区分間の経費について、2割以上の変更をすること。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
実績報告書	様式第3号	正本1部	事業完了後30日以内又は毎年度3月31日の いずれか早い日
収支精算書	様式第4号	正本1部	

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

対 象 経 費	補助率・補助金額
(1) 謝金 ・経営コンサルタント、公認会計士、中小企業診断士等のアドバイザーに支払う謝金 (2) 旅費 ・経営コンサルタント、公認会計士、中小企業診断士等のアドバイザーに支払う旅費 ・先進事例等の収集、研修等のための社員旅費及び研修費 (3) 事務費 ・印刷製本費、参考資料購入費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費等 (4) 委託費 ・調査研究委託費 (5) その他知事が特に必要と認める経費	2分の1以内（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨て）。ただし、50万円を上限とする。

(注) 対象経費は消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額とする。

いずれの対象経費も、既存事業部分と経理上明確に区分されているものに限る。